

Volume 10

中国投資・会計・税務アップデート ー「中国子会社の投資・会計・税務」(第2版) 出版記念ー 第1回 投資

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所 GJP 部 中国事業室 シニアマネジャー 増田 進
大阪事務所 第3事業部 シニアマネジャー 中川 雅人
東京事務所 GJP 部 中国事業室 マネジャー 中村 祥子

2014年12月に「中国子会社の投資・会計・税務」(KPMG/あずさ監査法人中国事業室[編])の改訂版を刊行し、2014年12月に東京・大阪・名古屋の3カ所で出版記念セミナーを行いました。当セミナーでは、本書をもとに、中国の投資・会計・税務の3つの分野について最新の中国の法令・通達を交えて重要なポイントを解説しました。このセミナーでの各分野のポイントをKPMG Insight上で3回に分けて(第1回:投資、第2回:会計、第3回:税務)ご紹介いたします。

最近の中国投資における重要事項には、①会社法改正、②中国(上海)自由貿易試験区の設立、③香港新会社条例、④外貨管理規制、⑤撤退が挙げられます。第1回となる本稿では、投資のポイントおよび日系企業に対する影響と留意点について、セミナーでの資料を基に一部加筆して解説します。

なお、本内容は2014年10月末までに公布された中国の法令・通達に基づいております。文中の意見に関する部分は筆者の個人的な見解であることをお断り申し上げます。

【ポイント】

- 2013年9月26日に公布された「中国(上海)自由貿易試験区」における会社の設立登記制度の内容は、登録資本の「実際払込登記制」から「出資引受登記制」への転換、「共同(連合)年度検査」の廃止、「市场主体信用情報公示システム」を通じた「年度報告の公示制」を実施し情報公開するという極めて斬新なものであった。2013年12月28日に公布された改正「会社法」においてもこの改革の流れは引き継がれ、上海における特定の地域のための制度改革でないことが明確になった。
- 2014年3月から香港において施行されている(香港)改正「会社条例」は中国の会社法とは異なる香港独自のものであるが、今回の改正は主に資本金制度にかかわるもので、2014年3月から施行されている。
- 外貨管理に関しては、中国子会社にかかわる外貨決済や海外送金において、中国の極めて厳しい外貨管理政策に直面して、日系企業の外貨決済や送金が滞っているケースが多々見受けられる。中国の外貨管理政策の方向性を理解し、規制緩和の動きをキャッチしていくことが必要である。
- 中国市場からの撤退に関しては、現実的にシビアな問題であり、基本的な制度と方法、留意点を理解しておくことが必要である。



ますだ すむ
増田 進

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所 GJP 部 中国事業室
シニアマネジャー



なかがわ まさと
中川 雅人

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所 第3事業部
シニアマネジャー



なかむら しょうこ
中村 祥子

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所 GJP 部 中国事業室
マネジャー

I 会社法改正

中国における「会社法」（中国語「公司法」）は、「有限責任会社」（中国語「有限責任公司」）と、「株式会社」（中国語「股份有限公司」）におけるそれぞれの設立、組織機構、株式の発行、董事・監事（監査役）、財務、会計、合併、分割、増資、減資、解散、清算について規定しています。2006年から施行されていた「会社法」は、2013年12月28日に中華人民共和国主席令（第8号）により、一部改正が行われ、2014年3月1日から施行されています。改正のポイントは以下のとおりです。

- 設立時における登記事項とされてきた「実際払込資本」項目の削除（第7条）
- 設立時の出資者の引受払込出資額を登記する「実際払込登記制」から出資者の引受金額を登記事項とする「出資引受登記制」への変更（第23条等）
- 設立における初回の出資額は登録資本の20%を下回らず、会社設立日（営業許可証交付日）から2年以内に全額の払込が必要との規定の削除（第26条）
- 有限責任会社の最低登録資本金3万人民元の規定の削除（第26条）
- 金銭出資額は登録資本の30%を下回らないとの規定の削除（第27条）
- 設立における注冊会計師による「出資検査証明（验资）」項目の削除（第29条）
- 増資に関する規定の本文自体の改正はなされておらず、改正後も「会社法の設立の払込金に関する規定に従う」とされている（第178条）

「外商投資企業」とは外国資本の出資比率が25%以上の会社です。「外商投資企業」は「会社法」に準拠する必要がありますが、「会社法」は「一般法」と位置付けられています。「特別法」とは、「合弁企業法」や「独資企業法」、「合作企業法」等です。「特別法」は「一般法」に優先して適用される関係にあります。

今回の会社法の改正では「会社設立日（営業許可証交付日）から2年以内に出資金の全額の払込みが必要」との規定が「削除」されましたが、今後はいつまでに引受出資金の払込みをすべきかについては、会社法では規定されていません。

この点につき「特別法」が2014年2月19日の国务院の決定（国务院令第648号）に伴い一部改正され、改定後の会社法と同じく2014年3月1日より施行されています。

たとえば、合弁企業法では「合弁契約書に規定する期日までに払い込む」（旧实施条例第28条）との規定は、払込時期は「合弁契約と定款に記載する」（新实施条例第11条、13条）と改定されています。

また、独資企業法では、「営業許可証交付日から3年以内に払込みを完了」（旧实施细则第30条）との規定は、払込時期は「定款及び設立申請書に記載する」（新实施细则第15条及び30条）と改定されています。

このため、現時点ではこれらの規定を考慮して当局に確認しながら実務上の手続きをすすめることになります。

「外商投資企業」である日系企業に対する影響および留意点は以下のとおりです。

- 従来と比較して設立および増資手続きが簡素化されたが、今後、中国において会社を新規に設立および増資する際に、新「会社法」の規定に準拠した手続きをとる必要がある。2014年3月の施行から日も浅く、実際の適用にあたっては、現時点ではまだ実務で十分に定着したとは言えない面もあり、関連する法令の改正もすべてなされていないため注意が必要である。
- 登録資本の「出資引受登記制」の実行（引受後の払込まで）には、企業の自主管理が必要になる。
- 登録資本金制度改革の一環で、工商行政管理局等が実施してきた「共同（連合）年度検査」が2013年3月から廃止になった（工商企字[2014]28号）。

なお、2014年2月に国务院により公布された「登録資本金制度改革方案」により、今後の登録資本金制度改革の方向性が明らかになりましたが、それに関連して、2014年8月に「企業情報開示暫定条例」（国务院令第654号）が公布され、2014年10月1日から施行されています。この条例により、企業は出資情報を含む登記情報について、「企業信用情報開示システム」を通じて政府のシステム上で公開しなければならなくなりました（参照 <http://gsxt.saic.gov.cn/>）。これにより、たとえば出資引受登記制に変更になった後に、実際資本金が払い込まれたかどうかが監視され、払い込みがなされていない場合は、ペナルティが課されることとなりました。

II 中国（上海）自由貿易試験区

中国国务院は、2013年9月18日に、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自貿試験区」という）を設立することを公布しました。対象となる区域特徴は以下のとおりです。

対象となる区域	上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園區、洋山保稅港區、上海浦東空港綜合保稅區等
特徴	■ 金融サービス、航運サービス、商業、専門、文化および社会サービスの領域の拡大開放 ■ 投資者の進出要求、持株比率、経営範囲制限等の参入障壁の一時停止または廃止 ■ 国外投資者への規制の緩和、外商投資に対する投資前の内国民待遇の試行、ネガティブリスト管理方式の制定 ■ ネガティブリスト以外の領域については、外商投資プロジェクトを許可制から届出制へ変更

上記の金融領域の開放の具体的内容としては、人民元資本金両替、金融市場利息市場化、クロスボーダー人民元決済の利用、自貿試験区内の金融市場の利息額の市場化、外貨外債

管理の改革、外資銀行と中外合弁銀行の設立、外国企業の商品先物取引への段階的な許可等が含まれています。また、租税政策としては、自貿試験区内に登録した企業等が現物出資で対外投資する資産再編行為による評価益課税について企業所得税を5年分割納付することを可能にし、自貿試験区内の生産企業と生産性サービス企業が輸入する機器設備等の免税にすること等が掲げられています。

さらに、上海市人民政府は、2013年9月29日に、「中国（上海）自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（中国語「負面清單」）」を公布し、2014年6月には2014年度版ネガティブリストが公布されました。このネガティブリストの日系企業に対する影響および留意点は以下のとおりです。

- ネガティブリストに記載以外の投資領域に対し、外商投資プロジェクトが「許可制」（中国語「核准制」）から「届出制」（中国語「备案制」）になった（ただし、國務院が国内投資プロジェクトへの認可を保留する場合は除く）。
- 金融サービス、航運サービス、商業、専門、文化および社会サービスの領域は、従来中国政府が厳しい投資制限を行ってきた分野であるが、今回、当該分野において中国政府は上海という特定の地域内においてのみであるが規制緩和を行っている。
- これを契機に公布されたネガティブリストの記載に留意して、電子商取引や医療サービス、金融等の分野において中国で業務を拡大しようとしている外資の動きがあり、日系企業でも検討の余地がないか確認すべきである。
- 中国当局は投資促進のため、将来は上海地区以外に天津等の他の地域への適用地域の拡大が見込まれるので、当局の動向に留意すべきである。

- 授權資本金の廃止（ただし、株式最大発行数の明記は可能）。
- 香港では通常の会社は有限責任株式会社が前提であるが、今回、額面株式が廃止され無額面株式のみとなった。
- 基本定款に関する条項の廃止。旧会社条例では、会社の目的や有限責任について定めた「基本定款」（Memorandum of Association, MA）に関する条項と「会社定款」（Articles of Association, AA）に関する条項の2つがあり、会社も定款の登記が必要であった。新会社条例では基本定款に関する条項が廃止され、新しく会社を設立する場合は基本定款の登記は不要となり、会社定款の登記のみが必要となった。従来の会社は、基本定款の内容が会社定款となる。
- 合併制度の新設。たとえば、全額出資されているグループ内会社間の合併では、裁判所の債権者保護についての許可を経ない手続きが可能となった。
- 有償減資について一定の条件（経営者が債権者保護の観点の支払能力を証明する等）に基づき裁判所が関与しない減資手続きが可能となった。

なお、日系企業に対する影響および留意点は以下のとおりです。

- 新規会社の設立や増資の際には、従来の授權資本制度や額面株式が廃止されているため留意が必要である。
- 合併や有償減資については従来よりも法的な側面では機動的に対応できるように制度改正されているものの、税制やその他の実務面では事例等も少なく、申請にあたっては十分に留意が必要である。
- 2014年3月の施行から日も浅く、実際の適用にあたっては、現時点ではまだ実務で十分に定着したとは言えない面もあるので、注意が必要である。

Ⅲ 香港新会社条例

特別行政区である香港においては、中国と異なる香港独自の司法体系が適用されています。香港では会社の設立や運営上の基本となる「会社条例」（1862年制定）が改正され、新会社条例（Cap.622）が2014年3月より施行されています。新会社条例は、コーポレートガバナンスの強化、規制の適正化、ビジネスの促進および法制の近代化を目的としています。従来の会社条例で規定されていた以下の項目につき、変更がなされています。

Ⅳ 外貨管理規制

中国は外貨管理に関しては極めて厳しい規制を設けています。1996年1月29日に「外貨管理条例」を公布し、その後2008年8月1日に改正が行われました（國務院令532号）。外貨管理条例は、「經常項目における外貨管理」と「資本項目における外貨管理」に大別し、管理を行っています。「經常項目」とは貿易収支、役務サービス収支、収益および経常的移転を指し、「資本項目」とは直接投資、証券投資、資本移転、買収、外債登記等を指します。

中国にある日系企業の多くが直面する輸出輸入時の通関や外貨決済や、立替費用の決済、ロイヤルティーや配当の支払いは、「經常項目」として管理されている項目であり、親会社からの外貨借入金は、外債登記として「資本項目」として管理されている項目です。

以下に、2013年にガイドラインが公布された「經常項目」の役務サービス収支について解説します。2013年7月18日に国家外貨管理局は「サービス（役務）貿易の外貨管理法規」に関す

る通達」(滙発[2013]30号)および「サービス貿易の外貨管理ガイドライン」を公布しました。2013年9月1日前までは、3万米ドル以上の役務貿易関連の対外送金に関して、通常の取引証憑に加えて、税務(納税あるいは免税)証明書を提出しなければなりません。しかし、2013年9月1日以降は、1件当たり5万米ドル相当以上のサービス貿易の外貨受取、支払業務を行う場合には、金融機関が規定に基づき取引書類を審査・保管するとしています。代表的な項目には、以下のものが挙げられます。

項目	取引書類
国際運輸項目	国際発票もしくは運輸伝票もしくは運輸明細
ロイヤルティー使用費 および特許権費用項目	契約(協議)および発票(支払通知)
配当	会計師事務所が発行した関連年度の監査報告書、配当に関する董事会決議、直近1期の出資検査証明(验资) ※ 2014年1月10日に公布された「資本項目の外貨管理政策の改善・調整に関する国家外貨管理局の通知」(滙発[2014]2号)によると、配当に関してさらに審査対象書類が監査報告書と出資検査証明(验资)の審査は不要。
技術輸出入項目	契約(協議)および発票(支払通知) ※ 制限類の技術輸出入に属する場合、国内機構および国内個人は商務部が発給する「技術輸出入許可証」も提出。
国内外機構と関連・関係性を有するサービス費用の立替もしくは分割	契約書、立替もしくは分割契約(もしくは協議書、説明書)、発票(支払通知) ※ 立替もしくは分割の期限は12ヵ月を超えないこと。

また、1件当たり5万米ドル相当以下の(5万米ドルを含む)サービス貿易の支払を行う場合は、金融機関は原則上、取引書類を審査する必要がないとされていますが、資金の性質が不透明な外貨受取・支払業務については審査を行うことと規定されています。

V 撤退

中国市場から撤退する場合にはどのような選択肢があるのか、どのような手続きが必要になるのかについても理解する必要があります。中国での事業縮小・撤退には、予想以上のコストや時間、経営リソースの追加投入などが必要となる場合が多々あるので、早期の検討開始・実施などが肝要です。

実際の撤退に関してはその目的により、「部分的に撤退する場合」と「全面撤退する場合」があります。全面的に既存事業

から撤退する場合には、「出資持分譲渡」に加え、「事業の清算」、「破産申告」、「休眠化」などが検討されます。ただし、「破産」は申請許可を得るまでが長期間にわたり、日本本社信用リスクの低下に影響する恐れがあります。また、「休眠」は6ヵ月以内と法定の期間が短いため現実的ではありません。このため撤退の方法としては通常、「出資持分譲渡」と「清算」が検討されます。

持分変更時の審査に際しての提出書類は以下のとおりです(根拠:「外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定」外経貿法発[1997]第267号第9条)。

- ① 投資家の持分変更申請書
- ② 元の契約、定款およびその修正協議
- ③ 認可証書、営業許可証の写し
- ④ 董事会の投資家の持分変更決議
- ⑤ 持分変更後の董事会構成名簿
- ⑥ 譲渡・譲受者が調印し、かつその他の投資家が署名し同意を得た持分譲渡協議書
- ⑦ 審査認可機関が要求するその他資料

なお、「持分譲渡協議書」は以下の項目を含まなければなりません(根拠:「外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定」外経貿法発[1997]第267号第10条)。

- ① 譲渡・譲受者の名称、住所、法定代表人指名、職務、国籍
- ② 持分譲渡割合およびその価格
- ③ 持分譲渡の引き渡し期間およびその方式
- ④ 譲受者が企業の契約、定款に基づいて享受する権利と義務
- ⑤ 違約責任
- ⑥ 準拠法および争議の解決方法
- ⑦ 協議の発行と終結日
- ⑧ 協議締結の日時、場所

日系企業に対する影響および留意点は以下のとおりです。

- 「持分譲渡」により外資の出資割合が25%未満になり、対象企業が「外商投資企業」から中国の企業である「内資企業」に法人形態が変更する場合、従来、「外商投資企業」として享受し優遇税制で免除されていた税金について納付等が必要になる。
- 会社の「解散・清算」では、「労働契約法」に準拠した、労働契約の解除を行い「経済補償金」を支給するケースが多くなっている。
- 「解散・清算」の際に優遇税制の取消しから派生する税金の納付が必要になる場合がある。また、「解散・清算」の際に「税務登記」の抹消前に「税務調査」が入ることも想定される。
- その他の追加支出に留意すべきである。例えば、土地に関しては契約に基づき「土地所有権」を国家に返還することになるが、工場の場合は土壤汚染等により土地の整備が必要で予想以上にコストがかさむことがある。

中国子会社の投資・会計・税務（第2版）



2014年12月刊

【編】KPMG/ あずさ監査法人 中国事業室

【監修】高部 一郎

中央経済社

1,152頁 12,000円（税抜）

本書は、好評により4刷まで増刷を重ねた2011年刊行『中国子会社の投資・会計・税務』の全面改訂版です。中国の投資、会計監査、税務に関する法令・規則・通達を、最新の内容に更新すると共に、近年、日本企業の間で特に関心が高まっているテーマについて加筆しました。また、2014年5月に公布された「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」、2014年1月から3月にかけて公布された新企業会計準則の具体準則も盛り込んでいます。

さらに、法令・通達・用語の索引や2色刷りを採用するなど、利便性の向上を図りました。この結果、1,152頁の大著となっています。中国において、投資や事業の展開をされている、また今後進出を検討している方々にとって、非常に実用性が高い一冊です。

本書の特徴

- ☑ 中国の投資環境や子会社経営上のポイントを整理し詳解
- ☑ 最新の法令・規則・通達の内容をフォロー
- ☑ 日本企業にとって関心が高いテーマについて新たに加筆
 - 投資：会社法改正、中国（上海）自由貿易試験区、外貨管理規制、中国・香港上場、撤退
 - 会計：改訂企業会計準則、従業員報酬、連結財務諸表、原価計算制度
 - 税務：増値税改革、駐在員事務所課税、企業再編税制、TP（移転価格）税制、PE（恒久的施設）課税動向

最新の中国の法令・通達を編集しましたチャイナタックスアラート（小冊子版）およびニューズレターにつきましても、以下のとおり配布しておりますので、ご希望の方は以下から登録くださいますようお願いいたします。

■ チャイナタックスアラート小冊子版

以下のサイトからお申込みいただいた方に郵送しております。
<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/article/china-tax-alert/pages/china-alert.aspx>

■ ニューズレター

「KPMG 海外ニューズレター」に登録された方に、他の国のニュースと合わせて、月2回のペースで配信しております。
<http://www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/Pages/mail-magazine.aspx>

本稿に関するご質問および中国に関するご相談がございましたら、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

あずさ監査法人

GJP 部 中国事業室

シニアマネジャー 増田 進

TEL: 03-3266-7521（代表番号）

susumu.masuda@jp.kpmg.com

大阪事務所 第3事業部

シニアマネジャー 中川 雅人

TEL: 06-7731-1107（代表番号）

masato.nakagawa@jp.kpmg.com

GJP 部 中国事業室

マネジャー 中村 祥子

TEL: 03-3266-7521（代表番号）

shoko.s.nakamura@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.